

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立門司障害者地域活動センター

所在地：北九州市門司区大字畑1808

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約13,942㎡

構 造：鉄筋コンクリート造1階建、展示場

規 模：延床面積 本体 約3,649㎡、展示場 約104㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく短期入所事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人あすなろ学園

所在地：北九州市小倉南区大字新道寺1100番地1

主な業務内容：①第1種社会福祉事業（障害者支援施設の経営ほか）

②第2種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）

③その他市受託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

令和7年 6月16日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

令和7年 8月25日 申請受付開始

令和7年 9月 1日 申請締め切り
 令和7年10月 9日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 令和7年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
 - ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
 - ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
 - ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）
- ※ 五十音順 敬称略

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、門司障害者地域活動センターの指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

（3）検討会における主な意見

- ・ 入所施設であり、高度な専門性を持つ人材が必要であり、人材育成には長い期間が必要となる。利用者から見て、事業者が変わり、支援者が全員変わることは不安につながり、生活が不安定となることから妥当性ありと判断する。
- ・ 入所施設であり、利用者や保護者との信頼関係やコミュニケーション、ケア方法が長年築かれており、専門的な支援が行われているため、妥当性ありと

判断する。

- ・ 入所施設で利用者との信頼関係が必要であり、事業者が変わると利用者の不安感や負担感が増すことから、なるべく継続することが望ましいため、妥当性ありとして問題ない。

6 審査基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。	
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。	
② 収入が最大限確保される提案であるか。	
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。	
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。	
② 経費の配分は適切であるか。	
③ 積算根拠は明確であるか。	
④ 再委託が適切な水準で行われているか。	
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。	
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。	
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。	
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。	
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。	
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。	
③ 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。	
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。	
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。	
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。	
(7) 社会貢献・地域貢献	
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。	
② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。	
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。	
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。	
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。	
⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。	

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E

社会福祉 法人 あすなろ 学園	1 指定管理者としての適性					
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤					
	(3) 実績や経験など					
	2 管理運営計画の適確性					
	【有効性】					
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度					
	【効率性】					
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
	【適正性】					
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					
	(7) 社会貢献・地域貢献					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 施設の基本方針である「障害者が地域で安心して暮らすことができる社会の実現」を目指し利用者への支援を進めている。
- ・ 地域の方々との連携やヘドロ除去の素焼き玉づくり、買い物支援バスなど地域と連携を図っている。
- ・ 環境など地域の特性がある部分で、連携した取り組みをしており、施設の理念として社会参加を目指す上で、今後も期待できる。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 障害者一人一人の特性に合わせて、それに沿うように努力している。
- ・ 職員の専門性向上においても、OJTやOFF-JTなどに取り組んでいる。
- ・ これまでの実績や経験、経緯とともに、利用者への支援や満足度の高さが示されている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人あすなろ学園を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉

に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。門司障害者地域活動センターについても、平成16年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。

- ・ 平成16年度開設当初から、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・ 法人全体で、福祉専門職等を数多く有しており、さらに人材確保や職員の資質向上についても積極的に取り組む姿勢がある。
- ・ 十分な基本財産を有しており、健全な財政基盤を維持している。
- ・ オリジナル製品やアート作品の作成など、利用者の興味や特性に応じた様々な活動支援に取り組んでいる。
- ・ 「買い物支援バス運行事業」の実施や環境改善活動への参加など、積極的に地域貢献に取り組んでいる。
- ・ 利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

9 提案額

0千円（令和8年度～令和12年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、入所機能を有する施設であり、利用者は生活の場として、24時間、運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり、法人設立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。門司障害者地域活動センターについても、平成16年度設立当時より運営を継続的に実施している。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、就労系サービスでは販路拡大や自主製品の販売など支援の充実に努めているといえる。

ついては、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

(北九州市立門司障害者地域活動センター 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 あすなろ学園

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
ハンディキャップを持たれた方たちの個性と自己決定を大切にし、独立した人格と個人の尊厳を守りながら自立した生活への適切な支援を行い、豊かな環境を作ります。 民営の特性を活かし、家族・地域住民・NPO・ボランティアと協力連携し、地域福祉の拠点施設として貢献致します。 1 一人ひとりの個性と自己決定を大切にし、笑顔の絶えない明るい環境づくりを行います。 2 支援計画に基づいて、利用者の自立した生活と社会参加の支援をすすめます。 3 地域社会の中で開かれた施設として、地域との連携を深めます。 4 職員は専門的な知識と技術の向上につとめ、質の高いサービス提供をめざします。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
● 大学や専門学校との連携を通じて、ボランティア・実習生の受入れを積極的に行います。 ● 派遣会社や公的機関等を活用し、迅速な人材確保に努めます。 ● 系統的な研修制度を整備し、職員の資質向上を図ります。 ● キャリアパス制度を導入し、長期的に働ける職場環境の構築を目指します。
(3) 実績や経験など
● 当法人は全国的にも長い歴史を有し、入所系施設の運営に豊富な実績があります。 ● 今後もその経験を活かし、事業拡充と質の向上に努めます。 ● 有資格者の積極的な採用と資格取得支援により、職員の専門性を高めます。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
● 広報誌の発行やHPの充実、地域行事への参加を通じて地域との連携を強化します。 ● ご家族との協力体制を築き、短期入所などにより精神的負担の軽減を図ります。
(2) 利用者の満足度
● 事業ごとの環境整備を進め、利用者の目的や期待に応える施設づくりを行います。 ● 満足度調査やご家族との対話を通じて、ニーズの把握と反映に努めます。 ● 苦情解決委員会を設置し、第三者委員の参加により公平かつ迅速な対応を実施します。

(1) 指定管理料及び収入
● 「事務費・事業費 3%削減」を法人全体の目標とし、毎年の実績を見直しながら達成に努めます。 ● 超過勤務の削減を推進し、「月間 10 時間以内／人」を目標とします。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
● 多様なニーズに応える柔軟な施設設計を行い、利用率の向上と収益の安定化を図ります。 ● IT の利活用によるペーパーレス化を推進します。 ● 総合的な保守業務の再委託により、適切な運営体制を確保します。

(1) 管理運営体制など
● 関係機関・地域資源との連携を強化し、福祉の総合的な拠点形成を目指します。 ● 職場環境の改善により、職員の意欲向上と定着率の向上に寄与します。 ● メンタルヘルスケアや子育て支援など、職員の多様なニーズにも対応します。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
● 個人情報保護に関する研修・誓約制度を整備し、職員の意識向上を図ります。 ● 月 1 回の避難訓練を含む安全対策や事故・ヒヤリハット報告を通じた継続的な改善に取り組めます。 ● 感染症対策マニュアルを適宜更新し、感染拡大の防止に努めています。
(3) 地域貢献・社会貢献
● 高齢者の移動支援を目的に、門司障害者地域活動センターが所有する福祉車両を活用し、週 1 (各 1 便ずつ)無料で伊川校区と大積校区の住民の送迎を行っています。門司駅方面と門司港駅方面への買い物や通院、外出支援に活用されており、片道利用も可能であることから、利用者の利便性に配慮された運行形態となっています。 ● 門司区に所在する一般社団法人「海の郷」では、海辺に「ヘドロ吸着用の素焼き玉」を設置する活動を行っています。この活動の一環として、製造工程には利用者も参加しており、地域資源の活用と環境改善を目的としています。

提案額（千円）

令和 8 年度	0 円
令和 9 年度	0 円
令和 10 年度	0 円
令和 11 年度	0 円
令和 12 年度	0 円

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立小倉南障害者地域活動センター

所在地：北九州市小倉南区横代北町四丁目12番1号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約6,026㎡

構 造：鉄筋コンクリート造2階建

規 模：延床面積約3,239㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく短期入所事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州あゆみの会

所在地：北九州市戸畑区汐井町1番6号

主な業務内容：①第1種社会福祉事業（障害者支援施設の経営ほか）

②第2種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）

③その他市受託事業

（北九州市肢体不自由児（者）ペアレントスクールほか）

2 指定の経緯

令和7年 6月16日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

令和7年 8月25日 申請受付開始
 令和7年 9月 1日 申請締め切り
 令和7年10月 9日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 令和7年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
 - ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
 - ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
 - ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）
- ※ 五十音順 敬称略

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、小倉南障害者地域活動センターの指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

（3）検討会における主な意見

- ・ 入所施設であり、高度な専門性を持つ人材が必要であり、人材育成には長い期間が必要となる。利用者から見て、事業者が変わり、支援者が全員変わることは不安につながり、生活が不安定となることから妥当性ありと判断する。
- ・ 入所施設であり、利用者や保護者との信頼関係やコミュニケーション、ケア

方法が長年築かれており、専門的な支援が行われているため、妥当性ありと判断する。

- ・ 入所施設で利用者との信頼関係が必要であり、事業者が変わると利用者の不安感や負担感が増すことから、なるべく継続することが望ましいため、妥当性ありとして問題ない。

6 審査基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
(1)	施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
①	応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2)	安定的な人的基盤や財政基盤
①	長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3)	実績や経験など
①	応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
②	応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
③	複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
【有効性】	
(1)	施設の設置目的の達成に向けた取組み
①	施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
②	利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③	施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
④	利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
⑤	利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
(2)	利用者の満足度
①	利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
②	利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③	利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④	利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤	利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。

⑤	その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
※	就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	
①	指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
②	収入が最大限確保される提案であるか。
③	完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	
①	収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
②	経費の配分は適切であるか。
③	積算根拠は明確であるか。
④	再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E

社会福祉 法人 北九州 あゆみの会	1 指定管理者としての適性					
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤					
	(3) 実績や経験など					
	2 管理運営計画の適確性					
	【有効性】					
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度					
	【効率性】					
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
	【適正性】					
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					
	(7) 社会貢献・地域貢献					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 社会福祉法人として長年の運営実績があり、理念や施設の設置目的も申し分ない。
- ・ 長年の実績と経験、経緯があるとともに、利用者満足度もそれぞれ高い。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 有資格者の人数配分をきっちりとデータで示し、専門性向上に向けた取り組みも十分行われている。
- ・ 特に、地域の自治連合会に加盟しながら一緒に取り組まれている点は、とても素晴らしい。
- ・ 運営体制も考えられており、利用者の安全面への考慮もされている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州あゆみの会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小倉南障害者地域活動センターについても、平成14年度の開設当初から円滑に管理運営を行って

きた実績がある。

- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、豊富な知識や経験を持つ職員を多く有しており、「働きがい」のある人事評価制度を導入するなど、職員の処遇改善に取り組むとともに、各種の研修制度による職員の資質向上に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤安定のために事業の効率化を推し進めている。
- ・見守り介護ロボットの導入やデジリハ促進などICT技術を積極的に導入し、利用者の安全強化や職員の負担軽減に取り組んでいる。
- ・市民センター祭りや校区の防災活動への参加協力など、長年にわたる地域交流を続けるなど、積極的に地域貢献に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

9 提案額

0千円（令和8年度～令和12年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、入所機能を有する施設であり、利用者は生活の場として、24時間、運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり法人設立の障害者施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小倉南障害者地域活動センターについても、平成14年度の設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

ついては、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

(北九州市立小倉南障害者地域活動センター 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州あゆみの会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
【社会福祉法人北九州あゆみの会 基本理念】 障害のある人々の尊厳を守り、自立を支援し、その家族及び理解ある人々と協同し、地域社会に共感と互助の輪を広げることを基本的使命とします。 【小倉南障害者地域活動センター運営方針】 利用者一人ひとりの人格を尊重しながら、自立と社会参加を目指して、個々のニーズに応じた生活の場を提供し、障害者福祉の向上に努めます。 1 利用者一人ひとりのニーズに応え、自己選択・自己決定を尊重した生活の場を提供します。 2 明るく、笑顔と元気のある支援に努めます。 3 技術や知識の習得に努めるとともに、業務の工夫改善に努めます。 4 地域や学校、福祉関係機関との協力及び連携関係を深めます。 5 虐待に対する体系的整備とマニュアルの運用を図ります。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
安定的な人的基盤の確保のために、職員への継続的な処遇改善と令和5年10月より新人事制度の導入を行いました。今後も人的基盤の強化により、安定した質の高いサービスが提供できるように取り組んでいきます。 安定的な財政基盤の強化のために、法人では、現在実施中の「新中期計画」を推進し、時代に即応した事業のスクラップアンドビルド等に取り組んでいます。
(3) 実績や経験など
当法人は昭和52年に設立し、48年の歴史と実績を有しています。現在、市内に11施設・2事業所を運営し、法人設立以来より培ってきた「幼児期から老年期までのライフサイクルに寄り添った支援」を基に、最重度から軽度まで多種・多様な障害特性のある方々に対応しています。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
当センターでは、全事業所が安心・安全・快適なサービスの提供のため、サービスの工夫・改善に努めます。同様に、全体、各事業所とも掲げた重点課題に沿った事業計画を作成し、計画達成に取り組んでいます。また、北九州市障害者計画の理念にも沿って、利用者個々に資する施設の設置目的の達成に向けた取り組みを行っていきます。

(2) 利用者の満足度
利用者の満足度を向上させるために、北九州市実施分の満足度調査の数値等をもとに課題分析を行い、支援に反映させるように努めています。また、日頃から利用者ならびにご家族の意見をあらゆる方法で収集し、利用者自治会等にも意見を求めながら、生活プログラムや活動内容に反映させるように努めています。

(1) 指定管理料及び収入
物品の購入を計画的に行うことはもとより、事業所間の共同利用や積極的な省エネで、水光熱費の節約など経費削減に努め、収入の確保については適切な請求事務と利用者増に引き続き取り組んでいきます。また、法令を遵守した利用料の徴収と、収益については利用者の還元にも努めます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画については、現実的な数値目標のもと、サービスの向上による利用者の利用率と定着率の維持・向上の見込みを踏まえた収入を計上しております。人件費に関しては福祉人材確保の必要性から、必要な人員プラスαの見込み額を考慮し算出しています。

(1) 管理運営体制など
管理運営体制について、施設管理体制について、センター長1人、統括主任2人を管理者とし、4部門にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となるマネージャーを置き、管理運営に必要な専門知識や実務経験のある職員をチーフとして各部門へバランス良く配置、管理します。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
平等利用について、様々な事情を総合的に判断し、公平・平等に対応していきます。 安全対策・危機管理体制については、事故防止マニュアルの整備や事故防止のための研修を実施し、事故防止に努めます。また、あらゆる危機に対応するため、業務継続計画（BCP）の整備を行っています。
(3) 地域貢献・社会貢献
小倉南障害者地域活動センターでは「地域における公益的な取り組み」として様々な地域貢献に取り組めます。また、利用者の活動や生活の幅を広げるため自治連合会への加盟など地域や関係団体と連携した事業の展開を目指します。

提案額（千円）

令和 8 年度	0 円
令和 9 年度	0 円
令和 10 年度	0 円
令和 11 年度	0 円
令和 12 年度	0 円

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立八幡西障害者地域活動センター

所在地：北九州市八幡西区香月西四丁目5番3号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約8,522㎡

構 造：鉄筋コンクリート造1階建

規 模：延床面積約1,644㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）
北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

令和7年 7月 1日 募集要項配布

令和7年 7月15日 募集説明会の開催

令和7年 9月 1日 募集締め切り

令和7年10月28日 指定管理者検討会の開催

令和7年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
- ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
- ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
- ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）

※ 五十音順 敬称略

5 選定基準（例）等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤 ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】 (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。 (2) 利用者の満足度 ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
	【効率性】 (3) 指定管理料及び収入 ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。 (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ 育成会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	5	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	3	4	20
	(2) 利用者の満足度	20	3	4	4	4	4	4	16
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	3	3	4	3	3	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	3	3	5	3	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	3	4	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	3	4	4	4	8
合 計	110	84	80	78	91	77	—	84	
地元団体に対する優遇措置（5点）									89

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人的基盤や財政基盤を有していると評価できる。
- ・長年の経験・運営実績を有している。

【管理運営計画の適確性】

- ・強度行動障害の方を多く受け入れ、その環境整備にも力を入れている。
- ・個々のニーズに対する支援や個別支援計画の策定、進捗状況に合わせた見直しなど、適切に取り組んでいる。
- ・地域の方による読み聞かせやクラシックライブなどを様々な取り組みを行っている。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目について評価レベル4、有効性については2つの審査項目について評価レベル4、効率性については2つの審査項目のうち、1つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、適正性については3つの審査項目のうち、2つの項

目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3となり、全体的に市の要求水準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。八幡西障害者地域活動センターについても、平成12年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・強度行動障害者が安心して活動に参加できるように、専門研修を修了したスタッフによるチーム支援や利用環境の整備に努めている。
- ・利用者のニーズに応えるため、施設内外の就労の開拓や農業活動の充実を図るとともに、近隣の保育園・幼稚園児と農作業を行うなど、地域との連携・協働に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

8 提案額

0千円（令和8年度～12年度の各年度）

提 案 概 要

(北九州市立八幡西障害者地域活動センター 指定管理者)

団体名：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫して、利用者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援し、障害のある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現を目指すという経営理念の下、第 5 次中期経営計画（令和 4 年度～令和 9 年度）を策定し、「Ⅰ．障害種別や年齢等に応じたサービス提供体制の構築 Ⅱ．地域における公益的活動の推進 Ⅲ．専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材確保 Ⅳ．経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上」という 4 つの基本戦略を掲げています。指定管理者として施設運営を安定的に推進するために、PDCA サイクルを管理しながら、第 5 次中期経営計画の目標達成を目指します。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
人的基盤について、専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材を確保するため、入職後 3 年間のジョブローテーションを継続。経験年数や役職に応じた階層別研修、国家資格取得のための対策講座を開催しています。財務基盤は、会計監査人から適正な法人経営に努めるため指導を継続的に受けています。その結果、「流動比率」「純資産比率」「固定長期適合比率」など健全な指標となっています。今後も事業運営の透明性の向上、事務規律の強化、対外的な信頼性の向上に努めるとともに、安定した経営、事業運営を継続していきます。
(3) 実績や経験など
当法人は昭和 53 年に設立し、47 年の歴史と実績を有しています。現在、3 ヶ所の指定管理施設の指定を含め、市内に 22 施設・事業所を運営しています。障害のある子どもから高齢者まで幅広い年代や障害特性に対して個別支援を実践しています。法人独自の取り組みは、就労継続支援 B 型のデジタル化事業、ひまわりアート展、職員による実践研究など様々な取り組みを実施しています。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
第 5 次中期経営計画（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、事業所では目標に対する実施事項と数値目標を決め、四半期ごとに進捗管理を行っています。地域共生社会の実現に向けて事業所の活動状況や障害当事者の活躍を法人ホームページやインスタグラムを活用し情報発信しています。個別支援計画はサービス担当者会議に利用者本人が参加し、意思決定支援を行います。また、利用者の家族支援は、家族の思いや意見を面談や家族懇談会等を行っています。

(2) 利用者の満足度
利用者の意思決定を尊重し、個人の尊厳に配慮して、利用者ニーズに寄り添ったサービスを提供します。利用者や家族の声は、北九州市の利用者アンケート結果を基に事業へ反映させたり、苦情解決委員会に寄せられた意見や苦情を真摯に受け止めサービス向上を図ったりしています。また、「地域連携推進会議」推進員が共同生活援助における意思決定支援の状況についても聞き取っています。

(1) 指定管理料及び収入
事業活動収入の9割近くを障害福祉サービス等事業収入が占めています。障害のある利用者のニーズに沿ったサービス提供を基本に、利用者増加及び利用率向上による収入増加に取り組んでいます。また、収益の一部については、利用者負担の軽減や建物修繕費等に有効に活用し今後も可能な限り還元していきます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画は、利用者ニーズを反映させた事業計画に基づいた予算を作成しています。予算執行管理は、月次、四半期毎の分析を実施し、予算達成に向けて取り組んでいます。 建物維持管理について、本部が中心となり適正な業者を選定し、定期点検、経費削減に努め、安心・快適な環境でのサービス提供を目指します。

(1) 管理運営体制など
障害者総合支援法及び関係法令等に則り、事業管理者、サービス管理責任者など、人員基準に基づいた職員を配置しています。事業推進は法人統一の職務分掌で業務分担し、事業を推進します。また、事業管理推進委員会が年2回全事業所を巡回し、法令・基準が遵守されているか確認します。地域との関係性づくりでは、清掃活動・祭り・安全パトロール等の地域行事へ積極的に参加し、利用者が地域の一員として地域づくりに参画しています。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
個人情報適切保護のため「情報活動の推進に関する規程」「ソーシャルメディア（SNS）利用管理規程」を策定しています。利用者の人権尊重、身体拘束及び虐待防止では、「法人倫理綱領」「職員行動規範」「利用者の権利擁護規程」「虐待防止規程」「虐待防止マニュアル」を定め読み研修を開催します。事故防止には、ヒヤリハットの要因や改善策を共有し、事故発生時はマニュアルに基づき対応します。その他、感染症予防対策の職員研修、BCPに沿った訓練を行います。法人は、危機管理委員会を設置し、リスクマネジメントを徹底し迅速に対処します。
(3) 地域貢献・社会貢献
SDGsでは共生社会の実現・利用者の就労支援の推進・人権尊重・利用者、職員の健康管理の推進・エコアクション21の取り組み・働きやすい職場環境の推進の項目で16の目標に取り組んでいます。また、地域貢献では、事業所ごとに地域清掃、伝統行事などに継続的に参画し、地域住民と交流を図っています。

提案額（千円）

令和8年度	0 千円
令和9年度	0 千円
令和10年度	0 千円
令和11年度	0 千円
令和12年度	0 千円